

令和3年度 愛媛県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 基礎研修 開催要項

1 目的

この研修は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）・児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」とする）の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体 一般社団法人愛媛県社会福祉士会

3 日程・場所・定員（講義及び演習：全2日間）

	期日	定員	会場
第1回	10月2日（土）～10月3日（日）	78名	Zoomを使用したオンライン研修
第2回	10月4日（月）～10月5日（火）	78名	
第3回	10月19日（火）～10月20日（水）	78名	

※同じ研修カリキュラムで3回実施します。申込時に第1希望・第2希望をお尋ねいたしますが、申込みの状況によってご希望に添えないこともございますので予めご了承ください。

4 受講対象者

次の（1）及び（2）のいずれも満たす者

（1）サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の要件である実務経験年数から2年を引いた年数の実務経験（研修受講実務経験）を有する者

※基礎研修については、実務経験を満たす2年前から受講が可能です。

※研修受講後に研修受講実務経験を満たす見込みの者は受講できません。

※実務経験については「別表1」及び「別表2」にてご自身でご確認ください。実務経験を満たしているかどうかの判断は当会ではお答えしかねます。

（2）相談支援従事者初任者研修（2日課程（1日目及び2日目の講義）または5日課程・7日課程）を受講している者。または研修初日までに受講予定である者

※令和3年9月4日～5日に「令和3年度愛媛県障がい者相談支援従事者初任者研修（2日課程）」を受講予定の方も受講申し込みが可能です。下記7（2）にある受講証明書の写しの提出は不要です。

※事業所所在地・受講者の住所等が愛媛県外の方でもお申し込みは可能ですが、定員を超過してお申し込みがあった場合は、愛媛県内の方を優先して受講決定させていただきますのでご了承ください。

※各事業所における受講の緊急性について等、特別のご事情については、申込の際に備考欄にご入力（ご記入）ください。お電話が混み合いますので、電話連絡はご遠慮ください。

5 研修カリキュラム及び講師 … 別紙参照

6 受講料

（1）受講料 15,000円（資料代を含む。）受講決定のメールにて振込先等詳細をご案内いたします。

（2）受講料の返還

納入された受講料は、原則返還しません。また、9 (2) により修了証書を交付しない場合においても返還しないものとします。

7 受講申込手続

(1) 申込受付期間 令和3年8月20日(金)～9月10日(金)

申込フォームからインターネットでのお申込みの場合は、9/10(金) 23:59 受付分まで有効
郵便の場合は9/10 消印有効

(2) 申込方法…下記のAまたはBの手順でお申し込みください。

できる限り、Aの手順でのお申込みをお願いいたします。

【A 申込フォームからのお申し込みの場合】

①下記のQRコードかURLから申込フォームにアクセスしていただき、必要事項を入力してください。

※受講にあたって合理的配慮が必要な場合は、「障がいのある受講者の合理的配慮の申出書」もご入力ください。

URL : <https://forms.gle/ZKVnKakWWCSUvgBFA>



あわせて、下記のQRコードかURLからパソコンスキル等のチェックシートにも入力してください。

URL : <https://forms.gle/YVVPPr3qzhvuFJX1s9>



②相談支援従事者初任者研修の2日課程(1日目及び2日目の講義)の受講証明書の写しまたは
相談支援従事者初任者研修の5日課程・7日課程の修了証書の写しを下記の11の申し込み先まで
メール送信または郵送にてご提出ください。

【B 郵送によるお申し込みの場合】…FAXでのお申し込みはできませんのでご注意ください

下記のものをご提出ください。

* 申込書…必要事項をご記入ください

* 相談支援従事者初任者研修の2日課程(1日目及び2日目の講義)の受講証明書の写しまたは
相談支援従事者初任者研修の5日課程・7日課程の修了証書の写し

* パソコンスキル等のチェックシート

※受講にあたって合理的配慮が必要な場合は、申込書とは別に「障がいのある受講者の合理的配慮の申出書」をご提出ください。

(3) 受講者の決定及び通知

募集期間終了後、令和3年9月15日(水)までに受講の可否をメールで通知します。

万が一期日を過ぎても通知が届かない場合は、お手数ですが事務局までご照会ください。

8 事前課題について

本研修では受講決定された方全員に事前課題を提出していただきます。課題の内容や提出方法等については、受講決定通知メールでお知らせしますので、受講決定前のお問い合わせにはお答えできません。

9 研修修了の認定・修了証書交付

- (1) 研修全課程を修了した者には、修了証書を交付します。
- (2) 研修期間中は、講師・ファシリテーター・事務局スタッフ等が随時、受講の確認をいたします。15分以上の遅刻・中座・早退があった場合は欠席とみなされ、修了証書は交付されません。
- (3) 愛媛県社会福祉士会は研修を修了した者についての名簿を作成し愛媛県に報告するものとします。

研修の受講中は、受講者側のカメラをオンにした状態（受講者の顔がZoomミーティング画面に表示されている状態）で受講いただきます。これにより受講確認を行います。

なお、以下の場合が遅刻・中座・早退とみなされますのでご注意ください。

- ・講義開始時（休憩明けの講義開始時も含む）から15分以上Zoomの接続が確認できない（または接続していても15分以上離席している、受講者顔が表示されていない、受講者のカメラがオフになっている）場合。
- ・講義中に累計15分以上Zoomに接続していることが確認できない（または接続していても15分以上離席している、受講者顔が表示されていない、受講者のカメラがオフになっている）場合。

10 その他

- (1) 個人情報の取扱いについて…研修開催により本会が知り得た個人情報は、適正に管理し、他の目的には使用しません。なお、受講者間の連携と交流を図る目的で、受講者氏名及び所属事業所を掲載した名簿を作成し、グループ内で配布する等研修会内で共有いたします。ご都合が悪い場合には予めお申し出ください。
- (2) 基礎研修を修了しても1人目のサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者としては配置できません。サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として基準省令上の配置が可能となるのは、実践研修の受講後となります。ただし、令和3年度までは、基礎研修修了時点で実務経験年数を満たしている場合は、基準省令上の配置が可能です（基礎研修修了後満たした場合も同様です）。
- (3) 受講申込書等に虚偽の記載があった場合には、受講を取り消す場合がございます。
- (4) 受講決定後、受講を無断でキャンセルされた方（事業所）は、以降の受講をお断りします。
- (5) Zoomの画面共有で資料を見ていただきますので、スマホ・タブレットではなく必ずパソコンでご参加ください。Wi-Fi等でネットが不安定な場合は、Zoomが切断されることもありますので、なるべく安定している有線LANの回線でご参加ください。マイクやスピーカーもしくはヘッドセット等、音声会話ができる状態でご参加ください。受講確認のためビデオをオンにした状態で参加していただきますのでWEBカメラが必要です。Zoomの名前は受講番号と氏名に変更してからご参加ください。講義中はマイクをミュートにしてください。Zoomのブレイクアウトルームを使ってグループワークも行いますので、他の人の声などが聞こえない静かな環境でご参加ください。

11 お問い合わせ先・お申込み先

申込期間中はお電話が混み合うことが予想されますので、メールでのお問い合わせにご協力ください。

一般社団法人 愛媛県社会福祉士会 事務局
〒790-0905 松山市樽味2丁目2番3号 ラ・マドレーヌビル2階
TEL (089) 948-8031 / FAX (089) 948-8032 / メール eacsw@mbr.nifty.com